構造計算適合性判定（任意）業務手数料規程

ＳＲ－３３任意－０７

平成２９年４月１日制定	令和８年2月5日改訂	令和８年４月１日施行

（趣　旨）

第１条　この構造計算適合性判定（任意）業務手数料規程は、別に定める一般財団法人日本建築センターの構造計算適合性判定（任意）業務規程に基づき、一般財団法人日本建築センターが実施する構造計算適合性判定（任意）に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

（判定手数料）

第２条　構造計算適合性判定（任意）業務規程第 18 条に規定する構造計算適合性判定（任意）の申請に係る手数料の額は、一の建築物ごとに、次の表に定める額とする。ただし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。（は）（に）（ほ）（へ）

（単位：円、消費税込）

業務区域（建設地）	構造計算適合性判定（任意）に係る建築物の床面積の合計（※）				
	1,000m² 以内	1,000m² 超 2,000m² 以内	2,000m² 超 10,000m² 以内	10,000m² 超 50,000m² 以内	50,000m² 超
日本全国	237,600	303,600	383,900	565,400	944,900

※：当財団より、適合判定（任意）通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）とする。